

事務連絡
令和3年4月19日

(重要) 本事務連絡は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第3項の規定に基づき、4月16日（金）に決定されたまん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等に係る事項について周知するものです。関係者に周知願います。

独立行政法人日本スポーツ振興センター
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本オリンピック委員会 御中
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
各スポーツ関係団体

スポーツ庁政策課

4月16日に決定されたまん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等について

4月16日、第61回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、4月20日以降については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第31条の4第3項の規定に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県を加える変更を行うとともに、埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年4月20日から令和3年5月11日までの22日間とする旨を決定したところです。

また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域が変更されたことを踏まえ、同本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改正が行われております。

さらに、同日付で各都道府県知事等宛に「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限、いわゆる「ゴールデンウィーク」に向けた取組等に係る留意事項等について」（令和3年4月16日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）が発出されております。本事務連絡においては、「いわゆる「ゴールデンウィーク」における感染拡大防止に向けた取組強化について」として、催物等について以下のように示されております。

(3) イベント・集客施設（遊園地・観光施設等）・伝統行事（お祭り等）

これまでの事務連絡で示した催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項に加え、以下の点に留意し、ゴールデンウィーク期間中など、人の移動が活発化する場合には、不特定多数の密集等で感染防止策が徹底されない場合には、当該期間に急速な感染拡大が生じ得る懸念があることから、各都道府県においては、これまでより慎

重な判断・要請を行われたい（別紙4参照）。

● 感染が拡大している地域

- ✓ 感染防止策が徹底されない場合は、イベント開催の自粛を要請すること
- ✓ 感染拡大の状況に応じ、開催方法の変更（規模縮小、無観客化、分散開催）や延期・自粛等を要請すること
- ✓ 開催する場合は 後記「その他の地域」で示した感染防止策の徹底を要請すること

● その他の地域

- ✓ 参加人数の制限の遵守や入場整理（規制入退場、動線管理、雑踏警備等）の強化などにより、密集回避・感染防止策の徹底を要請すること
具体的には、①基本的な感染防止策を徹底すること（マスク着用、手指消毒、換気の徹底、大声禁止、会場での飲食制限など、別紙2に示した感染防止策）、②お祭り等では 食べ歩きを控えていただき、持ち帰りを推奨すること、③イベント開催前後の直行・直帰の呼びかけなど、イベント参加前後に感染リスクの高い行動を控えるように強く呼び掛けることなどが想定されるが、こうした取組を通じ、感染防止策の徹底、三密の徹底した回避等を行い、感染拡大防止を図ること。

各団体におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、各都道府県からの要請等の内容に十分に御留意いただき、引き続き、各事業者・業界において定められた業種別ガイドライン等に基づきながら、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。また、本件について、下記参考情報とあわせ、加盟・登録団体に対しても周知いただくようお願いいたします。

記

（参考資料）

- ・令和3年4月16日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第61回）
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai_r030416.pdf
- ・令和3年4月16日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第61回）における加藤内閣官房長官発言
<https://www.kantei.go.jp/jp/pages/20210416tyoukan.html>
- ・令和3年4月16日加藤内閣官房長官記者会見
<https://www.kantei.go.jp/jp/pages/20210416tbra.html>
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年4月16日変更）
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210416.pdf

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針新旧対照表（令和3年4月16日変更）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20210416.pdf

- ・基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限、いわゆる「ゴールデンウィーク」に向けた取組等に係る留意事項等について（令和3年4月16日付各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_20210416.pdf

[その他]

- ・文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（内閣官房ホームページ）

<https://corona.go.jp/>

- ・新型コロナウイルス経済対策 スポーツ団体・個人向け支援策・お問合せ一覧

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_0008.html

- ・スポーツ関係の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

連絡先

スポーツ庁政策課

電話：03-5253-4111（内線 3791、2673） メール：sseisaku@mext.go.jp